

## 覚書

登記情報システムにおいて使用する登記統一文字フォント(属性情報を含む。以下同じ。)について、法務省民事局総務課登記情報センター室(以下「甲」という。)及び日本加除出版株式会社(以下「乙」という。)は、以下の内容について、覚書を交わすものとする。

- 1 登記統一文字フォントについて、契約に基づき、甲が乙に直接作成を依頼した文字フォントの著作権は、甲に帰属する。また、乙は、当該文字フォントの著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)を一切行使しない。
- 2 1に掲げる登記統一文字フォント以外に登記情報システムにおいて使用する登記統一文字フォントの著作権は、甲及び乙に帰属する。
- 3 甲は、乙が1及び2に掲げる登記統一文字フォント並びにこれと同等のものを販売等することを妨げない。ただし、当該行為に係る責任は、乙が負うものとする。
- 4 乙は、甲が登記業務に必要な範囲において、登記情報システムその他のシステム等において登記統一文字フォントを使用することを妨げない。ただし、甲は、登記統一文字フォントを公開する際に、他者による二次利用を防ぐため、登記統一文字フォントが著作権の対象物であることを明示する等の措置を講ずるものとする。
- 5 乙は、甲が法令に基づいて行政機関等に登記情報を提供する際に、登記統一文字フォントを当該行政機関等に提供することを妨げない。この場合、甲は、登記統一文字フォントを提供する行政機関等に対し、登記統一文字フォントを公開する際に、他者による二次利用を防ぐため、登記統一文字フォントが著作権の対象物であることを明示する等の措置を講ずるよう求めるものとする。
- 6 本覚書に定めのない事項は、甲乙双方協議の上、定めるものとする。

上記事項を合意の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月23日

(甲) 法務省民事局総務課登記情報センター室長 醍醐 邦治



(乙) 日本加除出版株式会社 代表 尾中 哲夫

